
人間発達科学 I

第5回

〈子ども〉の発見②

(3) 古代・中世日本の〈子ども〉

① 古代(平安朝期)の〈子ども〉 (服藤、2004年)

- 「一姫二太郎」
- さまざまな生育儀礼
 - ・ 乳付の儀
 - ・ 御湯殿始: 初めての産湯
 - ・ 御湯殿儀: 7日間、朝夕2回
 - ・ 産養: 3, 5, 7, 9の奇数日に開催する宴会
 - ・ 髪置: 3歳。初めて髪をのぼす儀式
 - ・ 着袴: 3~7歳。父方主催→家継承者としての子ども
 - ・ 元服、裳着: 12~14歳。

■ 「七歳までは神のうち」

- ・律令では7歳以前は喪服規定の適用なし。
- ・7歳未満で死亡→葬送、墓なし。
- ・地獄絵にも子どもは描かれていない
- ・高い乳幼児死亡率

※貴族層では子どもへの関心あり

しかし、家継承者として

※庶民層では関心はまだ薄かったのではないか？

②中世の〈子ども〉

- 子どもの姿(乳飲み子)



『石山寺縁起』鎌倉末期(黒田、1989年)

- 子どもの姿

- 貴族、武士：童水干、垂髪→子どもへの関心
- 庶民：小袖、袴は着けない→無関心？

- 大人に混じる庶民の子ども

- 子ども独自の遊びや遊び道具がない。
- 大人の周辺に位置し、「遊び」を発見
- 遊び半分の労働→見習労働、補助労働
- 子守をしない子ども

→15世紀末以降労働の工程に位置づけ

(黒田、1989年)

③「子宝」としての〈子ども〉の発見

- ・「賽の河原」の登場
- ・子どもの肖像画の登場
- ・「石女地獄」の登場

⇒子どもへの関心の広がり

⇒家継承者として

(4) 近世日本の〈子ども〉

① 子育て論の隆盛

■ 背景としての文字の普及

- ・文字を前提とした社会としての近世
- ・「村請制」による農民支配
- ・文字学習機関として寺子屋(手習所)の普及
- ・都市の印刷業・本屋

「住民の大多数が読むことも書くこともできるのであるから、印刷の普及によって」信仰の普及も可能になる。(ザビエル、1549年)

-
- 貝原益軒『和俗童子訓』(1710年)
 - ・「初めての体系的な子どもの教育の書」
 - ・「予する」教育
 - ・「随年教法」
 - ・ 6歳(文字学習)
 - ・ 7歳(男女別席)
 - ・ 8歳・・・礼儀の教育
 - ・ 10歳・・・四書五経
 - ・ 15歳・・・分限を学ばせよ
 - ・「教女子法」:三従七去
-

②描かれた子ども



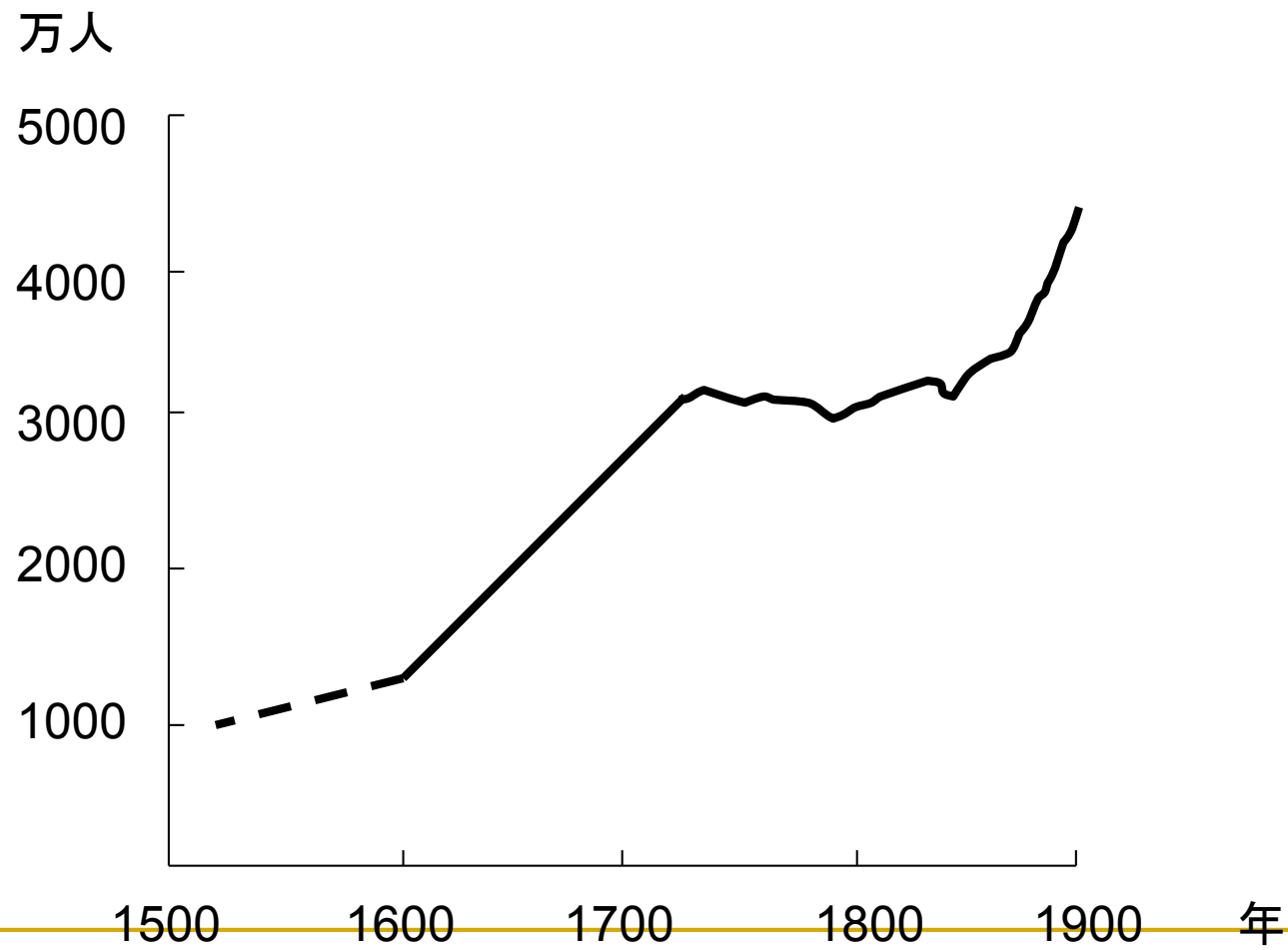
久隅守景「夕顔棚納涼図屏風」17世紀(東京国立博物館)

③マビキをめぐる

■ ルイス・フロイス『日本史』

「婦人たちが墮胎を行うということは日本ではきわめて頻繁なことである。或る者は貧困が原因で、或る者は大勢の娘にうんざりして、或る者は自分が仕える身であって、そうでもしなければよく勤め続けることができないために...しかも誰一人それに対して憤りを感じないというのが通例である。或る人たちは、誕生後、その頸に足をのせ、窒息させて、子どもを殺し、また或る人たちは墮胎を誘引する因となる薬草を飲む。...」

■ 江戸時代の人口変動(鬼頭、2000年)



-
- 江戸前半の人口成長
 - ・出生率の上昇

傍系親族と隷属農民の分離独立



世帯規模の縮小



産む世帯の増加

- ・死亡率の改善

- ・旗本の平均死亡年齢

- 42.3歳(1561～1590年)



- 51.3歳(1681～1710年)

- ・庶民の平均寿命

- 30歳前後(17世紀)



- 30歳代後半(19世紀)

- ※衣食住全般にわたる生活水準の向上

信濃国湯舟沢村の年齢別平均余命(鬼頭、2000年より)

年 齢	1675 ~ 1740年		1741 ~ 1796年	
	男	女	男	女
2歳	37.1	37.6	43.2	42.0
3	39.6	39.7	45.2	43.7
4	44.3	42.2	47.3	43.9
5	46.0	42.8	47.6	44.8
6	45.8	44.6	48.2	44.6
11	44.1	41.0	45.1	41.7
21	37.7	34.1	39.5	34.8
31	33.1	29.3	33.4	31.3
41	24.7	23.5	25.9	26.6
51	19.8	17.4	18.1	19.5

■ 江戸後半の人口の停滞

- ・度重なる凶作
- ・飢饉と疾病
- ・意外に少ない出生児数

信濃国湯舟沢村の出生児数別夫婦組数
(1731～65年に結婚したもの)

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	平均出生数
完結家族	1	3	7	6	13	19	11	7	2	2	4.66
非完結家族	24	25	12	11	8	7	2	1	0	0	1.87
合計	25	28	19	17	21	26	13	8	2	2	3.10

• 不自然な出生間隔と男女比

「ナカハラ村」(1717～1830年)の出生順序と出生間隔
(スミス、1995年)

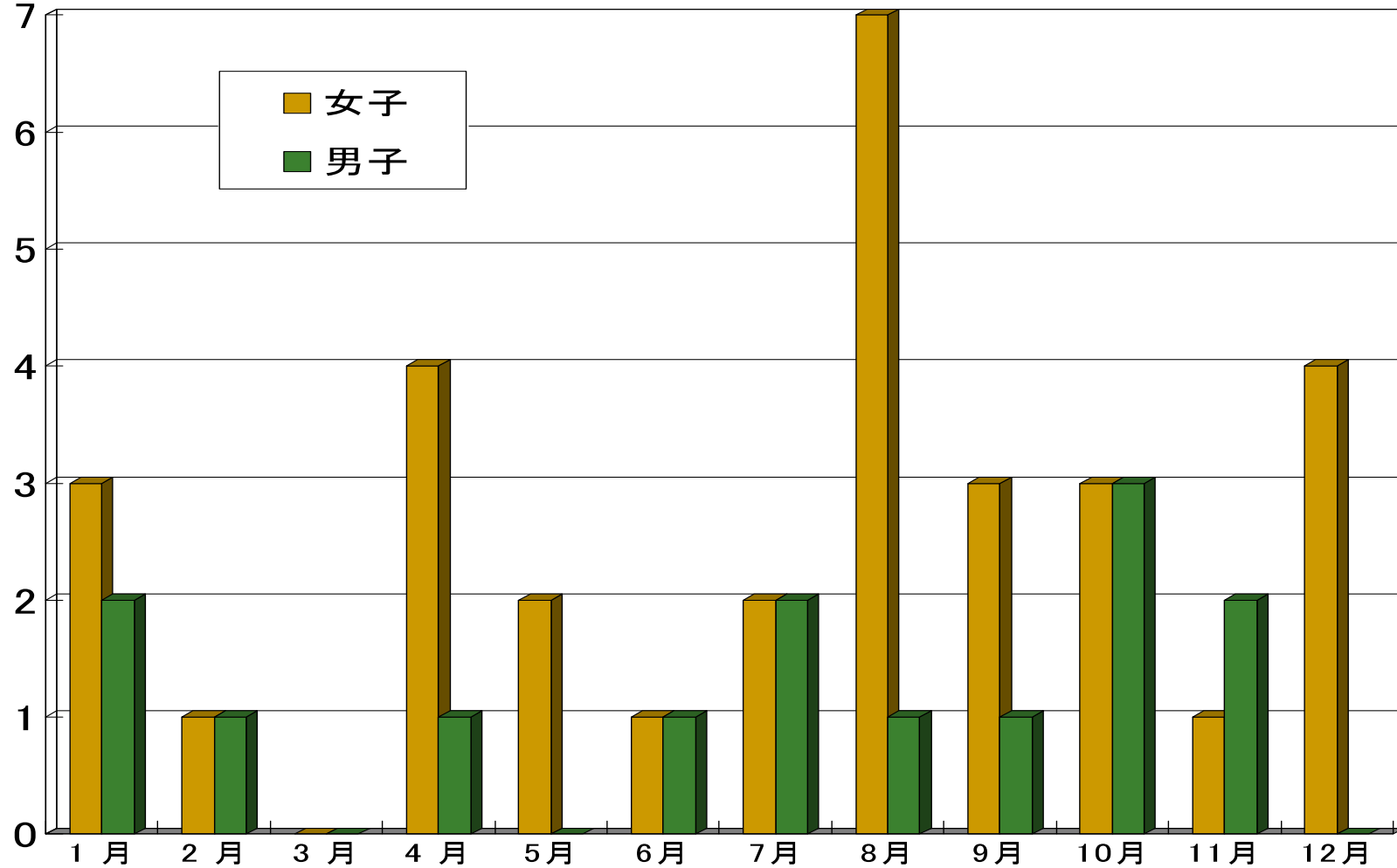
出生順序	事例数	平均間隔
0-1	64人	2.6年
1-2	57	4.4
2-3	50	3.3
3-4	39	3.2
4-5	28	3.5
最終2-3番目	57	3.9
最終1-2番目	62	4.2

武蔵国甲山村の出生順位別性比(鬼頭、2000年)

1792 ~ 1871 年		出 生 順 位					最 終 出生児
		1	2	1+2	3以上	合計	
上層	男	14	9	23	16	39	6
	女	14	8	22	20	42	5
	性比	100	113	105	80	93	120
下層	男	41	34	75	56	131	39
	女	45	31	76	29	105	14
	性比	91	110	99	193	125	279
合計	男	55	43	98	72	170	45
	女	59	39	98	49	147	19
	性比	93	110	100	116	116	237

男女別流産・死胎数(一関藩、1812~1816)

(人)



(沢山、2005年)

- マビキ禁止政策

- 法的な禁止：刑罰を伴うもの、伴わないもの
 - 育児金の給付
 - ・3人目出産時に米1俵、4人目以上に3俵（二本松藩）
 - ・5人以上育てた者には毎年米1俵（白河藩）
 - 妊娠出産の行政的管理
 - ・懐胎書上、出産への役人立会い、死産検分
 - マビキ禁止の教諭活動
-

- 法的な禁止の例(太田編、1997年)

- ・「子おろし致させ申間敷之事」(1667年)

「子おろしの看板出置商売致候もの之候ハ、堅
無用ニ可仕候由被仰付候間・・・」

- ・幕府による「間引禁令」(1768年)

「百姓共大勢子共有之候得は、出生之子を産所ニ
て直ニ殺候国柄も有之段相聞、不仁之至ニ候、以
来右体之儀無之様、村役人は勿論、百姓共も相互
ニ心を附可申候、常陸、下総辺ニては、別て右之取
沙汰有之由・・・」

- ・津山藩(1836年)

家の取り壊しと村端の小屋への強制移住

- なぜマビキをしたのか？

- 避妊の知識・技術の未発達

- ・ 祈願／まじない／危険な墮胎／長期の授乳／禁欲

- マビキの対象：双子、「胞衣かかり」...

- 貧困？

- ・ 民衆の主体性がみえない

- ・ マビキと奢侈との共存

「一、此度御出張之上子害シ流産并聳取嫁取花麗之客等不致様御教諭被成下・・・」

（前橋藩郷目付の教諭、1858年）

- 生活水準の維持・向上⇒「萌芽的な家族計画」
 - ・母親の便宜・ゆとりのため
 - ・少ない子どもを大切に育てたい
 - ・男女のバランス

ナカハラ村の例(スミス、1995年)

先行する兄弟姉妹	次子が男	次子が女	次子の性比 (女100)
男>女	30	45	67
男=女	31	21	148
男<女	38	19	200